

令和 3 年 度

南薩地区新クリーンセンター建設工事 5 工区（さく井）

特 記 仕 様 書

南薩地区衛生管理組合

第1章 総 則

第1条 適用範囲

1. この仕様書は、南薩地区新クリーンセンター建設工事5工区（さく井）に適用する特記仕様書とする。
2. この仕様書に定めのない事項は、鹿児島県土木部土木工事等共通仕様書及び、日本水道協会水道工事標準仕様書及び機械・電気設備一般仕様書・さく井工事標準積算資料等による。
3. この仕様書は、共通仕様書および標準仕様書を優先する。

第2条 設計書・仕様書および図面

1. 本工事の設計書・仕様書および図面について、疑義を生じた場合は入札前に解決するものとし、入札後は監督員の指示による。
2. 仕様書及び設計図に明示されていない事項で、技術上または施工上当然必要と認められる軽微なものについては、監督員の指示に従わなければならない。
3. 設計図書の他に提示する「参考資料」は、あくまでも現場説明参加業者の適正・迅速な見積りに供するための一資料にすぎず、何ら請負契約上の拘束力を生じるものではない。工事の実施にあたっては、この主旨を十分理解し、事故発生等の事態を招かないようその防止措置に留意すること。
4. 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと、以上の事実が確認された場合において必要があると認められる時は、工事内容の変更の対象とするが請負側において、自主的に施工した場合については対象としない。設計変更となる際は、変更数量を算出して監督員にただちに提出のこと。

第3条 契約及び提出書類

1. 本工事の契約は、南薩地区衛生管理組合が準用する南さつま市工事請負契約約款による。なお、提出書類は下記のとおりとする。
 - (1) 契約約款による契約書類一式
 - (2) 工事着手届及び工程表
 - (3) 現場代理人及び主任技術者届
 - (4) 工事材料検査願い及び機器・材料承認願い（メーカーリストを含む）
 - (5) 施工計画書（工事始期日から30日以内）
 - (6) その他監督員の指示による書類

第4条 前払金

前金払は、保証事業会社の保証がなされた請負金額が300万円以上の工事で、請負金額の10分の4以内で支払うことが出来る。尚、当初設計においては前記の前金払を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるので、（500万円以下は計上しない。）前金払による補正の率は最終変更でも変更しない。また、南薩地区衛生管理組合が準用する南さつま市会計規則第64条第2項第1号から第3号に掲げる要件全てに該当するときは、

既にした前金払いに追加して、契約金額の10分の2を超えない範囲で前金払をすることができる。

ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額は、契約金額の10分の6を超えてはならないものとする。

第5条 部分払

部分払は、請負金額が100万円以上の場合において、既済部分で3割以上のときに限り支払できる。

100万円以上	500万円未満	1回
500万円以上	3,000万円未満	2回(1回)
3,000万円以上		3回(2回)

前金払を受けたものにあつては()書の回数を超えることができない。

~~第6条 中間検査の実施~~

~~本工事については、下記の時点で中間検査を実施する予定であるので、受注者は検査希望日を発注者に書面にて申し出ること。また、検査の目安としては、出来高が50%を超えた時点とする。~~

第7条 諸手続

本工事施工に伴う関係官庁に対しての手続きは、請負者の負担をもって完全に履行しなければならない。

第8条 協議・提出等

受注者が、協議や報告等の打合せを監督職員と行う場合、「工事打合簿」を鏡として添付し提出すること。

第9条 材料・機器等の使用及び検査

材料の使用は、「第2章材料」に示すとおりとし、材料を現場搬入後は、材料検査願いを提出して監督員の検査を受け合格品のみ使用するものとする。また、その時に機器等(タンパー規格など)の確認を受けるものとする。

第10条 工事現場管理

1. 工事用の材料機器は、交通の妨害、その他公衆に迷惑とならない様に常に整理しておかなければならない。
2. 作業にあたっては、「道路交通法」・「労働安全衛生法」等関係法規を遵守して事故防止に努めなければならない。道路占用許可及び道路使用許可等の条件があるときは、関係官庁の指示に従わなければならない。
3. 地下埋設物は、施工に先立ち充分調査し、必要のある場合は監督員の指示に従い、試掘により種類・規模・位置を確認しなければならない。工事施工中、地上施設物・

地下埋設物等の移動または防護を必要とするときは、監督員に申し出て指示に従わなければならない。これに要する費用は、請負者の負担とする。

4. 工事施工に先立ち、現場付近の居住者に対して監督員と協議のうえ、工事施工の方法、作業時間等について説明を行い、充分協力を得られる様に努めなければならない。

第13条 下請工事における市内建設業者の優先活用について

1. 請負業者は、工事の一部を下請けに付する場合は、枕崎市・日置市・南さつま市・南九州市≪南九州市知覧町及び同市川辺町の区域に限る≫（以下「組合管内」という。）に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。
2. 請負業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「不活用状況報告書」を監督員に提出すること。

第14条 組合管内産資材及び建設発生土受入施設の優先使用について

1. 工事に使用する資材及び建設発生土受入施設については、組合管内で産出、生産または製造されたもの及び組合管内受入施設（以下「組合管内産資材」という。）の優先使用に努めること。
2. 請負業者は、前項で定めた組合管内産資材等を使用しない場合は、材料承認願の提出と併せて「不使用等状況報告書」を監督員に提出すること。ただし、水道用資材については取扱い店等が組合管内に存在しない場合は、県内に本店を置く資材業者等から調達するように努め、「不使用状況報告書」の提出は要しない。

第15条 測量標識等の保全について

1. 請負者は、工事区域内にある測量法及び国土調査法に基づき設置された測量標識等の効用を害してはならない。
2. 請負者は、測量標識等の敷地又はその付近で、標識等の棄損その他の効用を害する恐れがある場合は、当該標識等を設置した者に対し、移転を請求することができる。この場合において、その移転に要する費用は移転を請求した者が負担しなければならない。

第2章 施工体制

第1条 配置技術者等の途中交代

1. 配置技術者等の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、疾病、退職等、真にやむを得ない場合の他、下記に該当する場合である。
 - (1) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
2. 上記の場合であっても、請負業者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ、途中交代が可能となる。

第2条 監理技術者等の専任を要しない期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
2. 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

第3条 現場代理人の工事現場へ常駐を要しない場合

1. 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合
現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。
 - (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
 - (3) 請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われない期間
2. 発注者への報告
上記1の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われない期間を明確にしておくこと。

第4条 現場代理人の兼任

1. 現場代理人の兼任を認める工事
現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（1）から（6）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。
 - (1) それぞれの工事の当初請負代金額が3,500万円未満であること
 - (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
 - (3) 兼任できる工事は2件
 - (4) 兼任する工事は、工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲
 - (5) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
 - (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること

2. 南さつま市独自の運用

兼任する工事のすべてが南さつま市の発注する工事であって、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、次の取り扱いとする。

- ~~（1）当初請負代金額が500万円未満の工事を含む場合、上記1（4）は適用しない。~~
- ~~（2）上記1で兼任を認められた工事に加え、当初請負代金額が500万円未満の工事については、工事現場の兼任を更に1件認めるものとする。~~
なお、当該工事については、上記1（4）を適用しない。

3. 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、兼任（変更）申請書（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任（変更）通知書により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

4. 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

5. 適用期間

この取扱いは、令和4年3月31日までの契約工事に適用する。

第5条 監理技術者講習修了証の提出

本工事で、監理技術者を通知する場合は「監理技術者講習修了証」の写しを提出するものとする。対象者は、平成16年3月1日以降、監理技術者資格者証を新規交付された者または更新交付された者とする。なお、平成16年2月29日以前に「監理技術者資格者証」を交付された者は対象外とする。

第6条 本工事では、工事着手前（工事始期日から30日以内）に、工事目的物を完成させるために必要な手順や工法等についての施工計画書を提出すること。なお、施工計画書は2部作成し、監督職員への提出用と現場事務所の保管用とすること。

第7条 本工事において使用する材料については、施工計画書とともに材料使用承認願を提出すること。

1. 材料の変更及び追加があった場合も、その都度、材料承認願を提出すること。
2. 記載した材料については、品質等が確認できる試験成績表等の資料を添付すること。
ただし、次に該当する場合は資料の添付を省略できるものとする。

（1）JIS製品

第8条 材料の使用及び検査

材料の使用は、「第2章材料」に示すとおりとし、材料を現場搬入後は、材料検査願いを提出して監督員の検査を受け合格品のみ使用するものとする。

第9条 工程及び施工計画

請負者は、工事着手前に工事内訳書・工程表・工事施工の順序・方法について、あらかじめ監督員の承認を受けなければならない。

第10条 施工についての協議・疑義等

1. 甲は、この工事を適正かつ円滑に施工するために監督員をおく。
また乙は建設業法に基づき、さく井工事の遂行にあたっては、**1級又は2級さく井技能士**の資格を有する現場代理人及び主任技術者を選任・配置し、書面をもって甲に届けなければならない。
2. 現場代理人は、日報・工程連絡表は毎日作成し、甲が提出を求めたときは速やかに提出すること。月報については月末に提出すること。但し、やむを得ない理由がある場合は、電話連絡すること。
3. 工事中の協議、打合せ、報告、連絡等については、原則として現場代理人が行うこと。
4. 現場代理人は工事現場において、諸般の事務連絡を常時可能にするため、工事現場に電話を設置した場合等を除き、携帯電話を装備する等、不時の呼び出しにも応ずるような体制をとること
5. 乙が協議や報告等の打合せを監督員と行う場合は、別添「工事打合せ簿」を鑑として添付して提出すること。また打合せの最終には、打合せ記録最終一覧表を作成し、提出すること。
6. 乙は、施工の実施段階において不明な点、また疑義を生じた場合は、監督員と協議し速やかにその指示を受けるものとする。

第11条 施工実施における注意事項

1. 作業の順序、方法及び作業実施については、さく井掘削作業実施要領及びケーシングプログラム図による。その他、必要な事項については、事前に打合わせを行い、監督員の承認を受けるものとする。
2. 水質検査の採水時期については、仮設ポンプ設置完了後監督員と協議・打合せをしてから行うこと。また検査結果については、速やかに書面をもって報告すること。
3. 乙は、施工の実施にあたり公衆の迷惑にならぬように注意し、現場付近の居住者に対して監督員と協議のうえ、工事施工の方法、作業時間等について説明を行ない、また土地地権者及び関係自治会に書面にて連絡・広報及び了解を得て、充分協力を得られる様に努めること。また、必要に応じて事前に十分な保安措置をとるものとする。（農道については、甲から関係事務局には届出をするが、自治会への周知は乙が行うこと。）
4. 工事材料の積卸しによる一般交通車輛の通行停止をみだりに行なってはならない。
5. 工事用の材料機器は、交通の妨害、その他公衆に迷惑とならない様に常に整理しておかなければならない。また、民地への無断立入または資材・機材散乱等、紛争の因となる行為は、厳に慎まなければならない。
6. 工事施工において、民地借上を必要とする場合の地元折衝及び補償等は、特に指示

しない限り、一切の行為は請負者の責任において処理しなければならない。

7. 作業にあたっては、「道路交通法」・「労働安全衛生法」等関係法規を遵守して事故防止に努めなければならない。道路占用許可及び道路使用許可等の条件があるときは、関係官庁の指示に従わなければならない。
8. 地下埋設物は、施工に先立ち充分調査し、必要のある場合は監督員の指示に従い、試掘により種類・規模・位置を確認しなければならない。工事施工中、地上施設物・地下埋設物等の移動または防護を必要とするときは、監督員に申し出て指示に従わなければならない。これに要する費用は、乙の負担とする。
9. 工事施工に先立ち、現場付近の居住者に対して監督員と協議のうえ、工事施工の方法、作業時間等について説明を行い、充分協力を得られる様に努めなければならない。

第12条 工事現場管理

1. 工事用の材料機器は、交通の妨害、その他公衆に迷惑とならない様に常に整理しておかななければならない。
2. 作業にあたっては、「道路交通法」・「労働安全衛生法」等関係法規を遵守して事故防止に努めなければならない。
道路占用許可及び道路使用許可等の条件があるときは、関係官庁の指示に従わなければならない。
3. 地下埋設物は、施工に先立ち充分調査し、必要のある場合は監督員の指示に従い、試掘により種類・規模・位置を確認しなければならない。
工事施工中、地上施設物・地下埋設物等の移動または防護を必要とするときは、監督員に申し出て指示に従わなければならない。これに要する費用は、請負者の負担とする。
4. 工事施工に先立ち、現場付近の居住者に対して監督員と協議のうえ、工事施工の方法、作業時間等について説明を行ない、充分協力を得られる様に努めなければならない。

第13条 工事の検査

工事の検査は竣工検査とし、日時を定めて立会の上、行なわなければならない。
竣工検査については、監督員の指示により、機器の機能検査及び通水試験を行ない手直し改善等が生じた場合は、監督員立会のうえ速やかに施工し、再検査を受けなければならない。

第14条 引き渡し及び所有権の移転

引き渡しは、完成検査に合格して竣工図の作成・竣工関係書類を提出して、承認を受けて完了するものとする。なお、県の立会い及び会計検査のあるときは、請負者は、立会いに協力しなければならない。

第 15 条 竣工図・提出書類

1. 出来高管理資料・・・・・・・・写真管理資料、出来高数量計算書、出来高管理図
2. 品質管理資料・・・・・・・・揚水管の工事竣工図（実測図）・詳細図
3. 材料・資材の品質記録保存資料 [土木工事請負必携による]
4. 重要構造物等の完成図

その他監督員が指示した資料

その他に工事竣工図（実測図）を作成し、細部の詳細図を提出すること。

また、この書類・図面等一式を CD（磁気媒体）700MB 以上のもので記録させ、書類とともに提出するものとする。（図面等については、DXF ファイルとする（JWWCAD によるものでも良い））工事写真についてはデジタルカメラ（200 万画素以上の物とする）によって撮影したソフトデータまたは PDF データとする。）

第 16 条 井内浚渫・揚水管洗浄

井内の浚渫は、事前に水中ポンプの位置を確認し、揚水が安全で長時間運転可能水位を保てるように浚渫を行うものとする。揚水管の接合材のボルト・ナット類はすべて SUS とする。また揚水管の腐食状況において交換の検討は、監督員と協議すること。

第 17 条 電気検層

洗浄終了後、揚水管挿入前の行なうものとし、測定間隔 1 m、電極間隔は口径とほぼ同等の長さおよびその 2～4 倍とし、2 極法で行なうものとする。

第 18 条 揚水試験

（1）段階揚水試験

揚水試験に先立ち、井戸の洗浄を十分行う。

段階揚水試験は、段階上昇または段階降下測定方式とし、適正揚水量の目安を知る目的で実施する。

段階試験は、洗浄後自然水位に回復したのち実施し、試験は揚水量を 4 段階以上に变化させ往復実施する。

- （2）段階の揚水は、揚水位がほぼ安定するまで継続する。安定水位は、30 分毎に測定した水位が 10 mm 以下とし、安定水位が得られない場合の 1 段階の揚水時間は原則として 2 時間程度とする。

（3）測定間隔

水位の測定は、次の間隔で行なう。

開始時～10 分まで 1 分間隔

10 分～20 分まで 2 分間隔

20 分～40 分まで 5 分間隔

40 分～60 分まで 10 分間隔

60 分～ 30 分間隔

揚水試験の揚水量の測定は次の間隔で行なう。

開始時～20分まで5分間隔
20分～60分まで10分間隔
60分～ 30分間隔

(4) 一定揚水試験

一定揚水試験にて揚水量は、目的の揚水量で連続揚水を行なうものとする。

(5) 自然水位の確認

自然水位の確認は、各試験の前後に測定するものとする。

揚水試験の際の排出口は、試験に影響を及ぼさない位置とする。

(6) 揚水量は、水位の測定値の差が5cm以下になった状態が30分以上継続してから変化させる。

(7) 帯水層試験は、段階揚水試験後自然水位に回復してから実施し、揚水量は段階揚水試験で得られた限界揚水量で24時間以上実施し、概ね平衡状態に達するのを確認する。また、揚水停止後、回復水位を測定する。

(8) 掘削地点から半径200m以内に既存井戸がある場合、掘削前と揚水試験時に水位測定を行う。

(9) 上記揚水試験結果を解析し、定量的評価を行う。

第19条 報告書・その他

(1) 報告書

報告書は、揚水試験経過図等を含み、水理定数の算定及び取水可能量の検討を行なうものとする。また、報告書のサイズは特に指示がない限りA-4版とし、2部提出するものとする。

(2) 報告書は、文章についてはWord、表についてはExcelにて作成すること。また、この書類・図面等一式をCD（磁気媒体）700MB以上のもので記録させ、書類とともに提出するものとする。（図面等についてはDXFファイルとする。（JWWCADによるものでも良い））

第20条 その他必要な事項は、監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

第2章 材 料

第1条 材料の規格

使用材料は、すべて日本工業規格（J I S）・日本水道協会規格（J WWA）等に適合するものとし、表示のないものは監督員の指示によるものとする。

第2条 材料の検査

監督員の指示により工事用材料の規格証明書を求められた場合は、これに従わなければならない。この場合は、検査を省略することができる。

材料検査に際して、請負者は、これに立会い、不合格品は、ただちに現場より搬出し、合格品と取り替えるものとする。

第3条 材料

材料納入に先立ち承認図によって、メーカー・製品について監督員の承認を得て、かつ発注予定先一覧表を提出しなければならない。

(特記仕様書第1章第11条関係)

工 事 打 合 せ 簿

発 議 者	<input type="radio"/> 発注者 <input checked="" type="radio"/> 受注者	発 議 年 月 日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工 事 名		請 負 者 名	
(内 容)	添付図 葉, その他添付図書		
処 理 ・ 回 答			
発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> 緊急を要するものであるため、工事打合簿により指示します。 併せて、変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> その他 { } 年月日： 令和 年 月 日		
受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 { } 年月日： 令和 年 月 日		

課 長	参事兼施設係長 (総括監督員)	監 督 員

現 場 代 理 人	主 任 (監 理) 技 術 者

(特記仕様書第2章第4条関係)

南薩地区衛生管理組合
管理者 本坊 輝雄 殿

令和 年 月 日

請負業者
商号又は名称
代表者の氏名

印

現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。

なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

現場代理人氏名	連絡先		
兼任する工事 (申請工事)	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	現場代理人不在時の緊急連絡先	氏名	
		連絡先	
兼任する工事 (他工事1)	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	発注機関の連絡先		
兼任する工事 (他工事2)	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	発注機関の連絡先		

※添付書類：兼任する工事の当初契約書（写し）

※兼任する工事（他工事）の承認を得た場合は、その承認書等の写しを後日提出すること

(特記仕様書第8章第3条関係)

産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表

令和 年 月 日

工事名 :

工事場所 :

請負者名 :

現場代理人氏名 :

番号	交付年月日	交付番号	数量	単位	収集・運搬業者の名称	処分業者の名称	最終処分終了日	E票確認日	備考
合計									

- ※1 廃棄物の品目毎に作成すること。
- 2 収集業者と運搬業者、中間処理業者と最終処分業者が異なる等の場合は、適宜項目を追加し作成すること。
- 3 E票が処分業者より返送されていない場合は、直近に返送された管理票の確認日を備考欄に記載すること。

(特記仕様書第9章第1条関係)

安全・訓練等の実施状況報告書

工事名			請負者名		
契約工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)				
実施日	所要時間 (時 分 ~ 時 分)	参加人数	実 施 内 容 等		
			----- ----- ----- ----- -----		
			----- ----- ----- ----- -----		
			----- ----- ----- ----- -----		
			----- ----- ----- ----- -----		
			----- ----- ----- ----- -----		

(注) 実施状況写真は別添のとおり。

(特記仕様書第9章第1条関係)

安 全 ・ 訓 練 等 の 実 施 状 況

工事名		業者名		工期	
実施日	令和 年 月 日	天 候		実 施 時 間	
講 師 (役職・氏名)				雇用作業員数 参加作業員数	名 名
講習内容					
実施写真					